

「無形資産に関する論点の整理」に対する意見

平成22年2月18日
関西電力株式会社

平成21年12月18日に貴委員会より公表されました「無形資産に関する論点の整理」について、下記のとおり意見を提出させていただきますので、今後の審議においてご検討いただきたく、お願い申し上げます。

記

・全体的意見

無形資産に係る会計基準の開発に当たっては、個々の論点を論じるに先立ち、その適用範囲（連結決算のみか、個別決算にも適用するのか）を十分検討・整理した上で進めていただきたい。仮に個別決算まで適用する場合、税法や料金規制、開示制度に係る関係者との十分なコミュニケーション・調整を踏まえることが必要と考える。

今回上げられている論点のうち、例えば減価償却は、示されている方向性と現行実務に大きな乖離がある項目である。当該論点は有形固定資産にも共通する事項であると考えられるが、仮に今回示されている方向で会計基準の開発が進むような場合、固定資産が財務諸表上の重要な位置を占める装置産業等においては、相当の影響を受けることになる。これらの企業にとっては、税法や料金規制との十分な調整がなされないまま会計基準が開発され、拙速に個別決算への適用がなされた場合、キャッシュ・フローに重大なインパクトを及ぼすことが懸念される。（例えば、料金単価が、総括原価方式で算定された料金原価により決定されるような料金認可業界において、減価償却を税法基準の耐用年数、償却方法を用いて料金原価を算定しているような場合、今回の無形資産の論点の整理の中で示されている減価償却方法の内容で会計基準が開発され、整合性の観点から、当該減価償却方法の考え方が、有形固定資産にも適用された場合、当該業種に係る関連法令との調整がなされなければ、事業環境、形態の変化は無いにも関わらず、キャッシュ・フローが大きな影響を受けることが懸念される。また、装置産業等においても、同様に税法との調整がなされなければ、税効果の影響がキャッシュ・フローに重大なインパクトを及ぼすことが懸念される。）

また、仮に今回の会計基準が連結決算のみに適用されたとしても、前述のような企業では連結決算と個別決算の財務諸表間に重大な乖離が生じる可能性がある。したがって、投資家への適切な情報開示等の開示制度面や、経営者の適切な判断の諸元となる管理会計面等における、個別決算情報の有用性といった観点を踏まえた調整が必要になるものと考えられる。

上述のような論点は、他の会計基準の開発においても、関係者からの意見発信がなされている事項である。財務諸表作成者の当社としては、財務諸表の作成の前提となる当該論点の検討がなされていない段階では、個々の会計基準に対する適切な意見表明が困難と考えており、今後のコンバージェンスを進めていく上で十分な配慮をお願いしたい。

・論点5（減価償却）について

前述のとおり、減価償却に係る論点は、無形資産のみならず、有形固定資産についても該当するものである。会計基準の開発に当たっては、有形固定資産の今後の取扱いに係る今後の方向性（コンバージェンス対象とするのか）についても示す必要があると考える。

その上で、個々の論点に係るコメントは以下の通り。（なお、国際的な会計基準との比較可能性の観点から、個々の論点の方向性については賛成する。）

（1）会計基準の開発に当たっては、耐用年数の見積りに係るより具体的なガイダンスの提

示が必要である。例えば、見積と実績が乖離した場合の取扱いなどが上げられる。

- (2) 上記と同様に、会計基準の開発に当たっては、償却方法に係る判断基準のガイダンスの提示が必要である。資産に係る経済的便益の予想消費パターンという概念は抽象的であるため、財務諸表作成者で判断に大きなバラつきが生じることが想定される。例えば、経済的便益は、通常の維持管理コストを織り込むか否かで判断は変わる可能性がある。

(その他)

耐用年数や償却方法については、IFRSにおいては毎期の見直しが求められている。耐用年数について示された方向性を前提とする場合、我が国においても見直しをすることが考えられ、その取扱いを明確にしておくべきと考える。(また、償却方法についても、我が国においては会計方針としているが、見直しの要否とあわせ検討することが考えられる。)

以上